

幼児教育・保育の無償化について

認可外保育施設等を利用している方へ

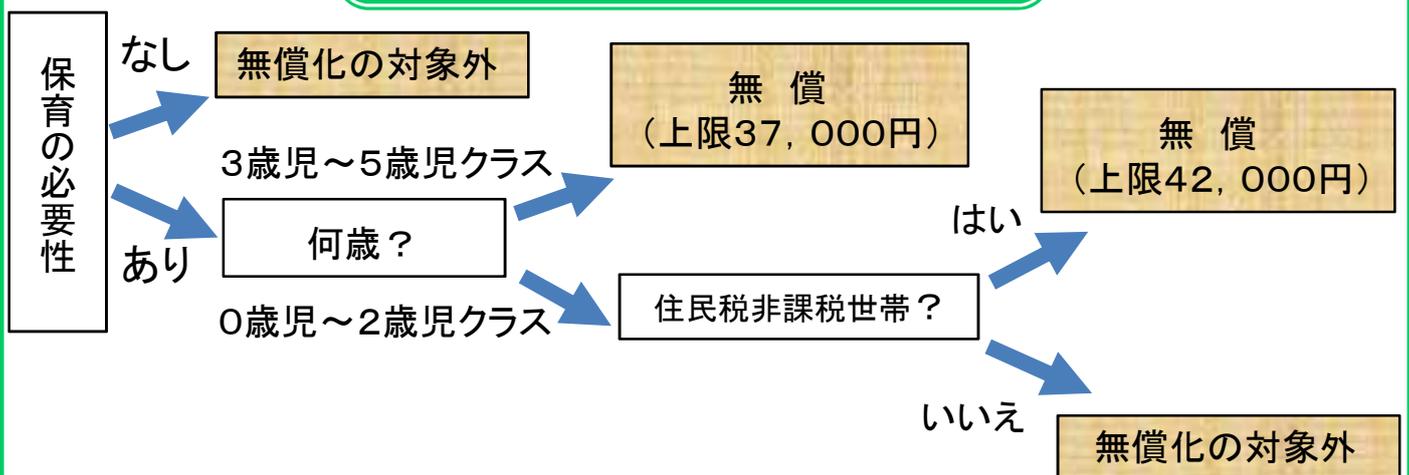
●保育料が無償化の対象となるには、愛川町からの「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

●申請手続きについては、施設から配布する「幼児教育・保育に係る提出書類」をご確認ください。

(注1) 認可外保育施設等は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。認可保育所や認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件には、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、詳しくは「幼児教育・保育に係る提出書類」をご確認ください。

認可外保育施設等

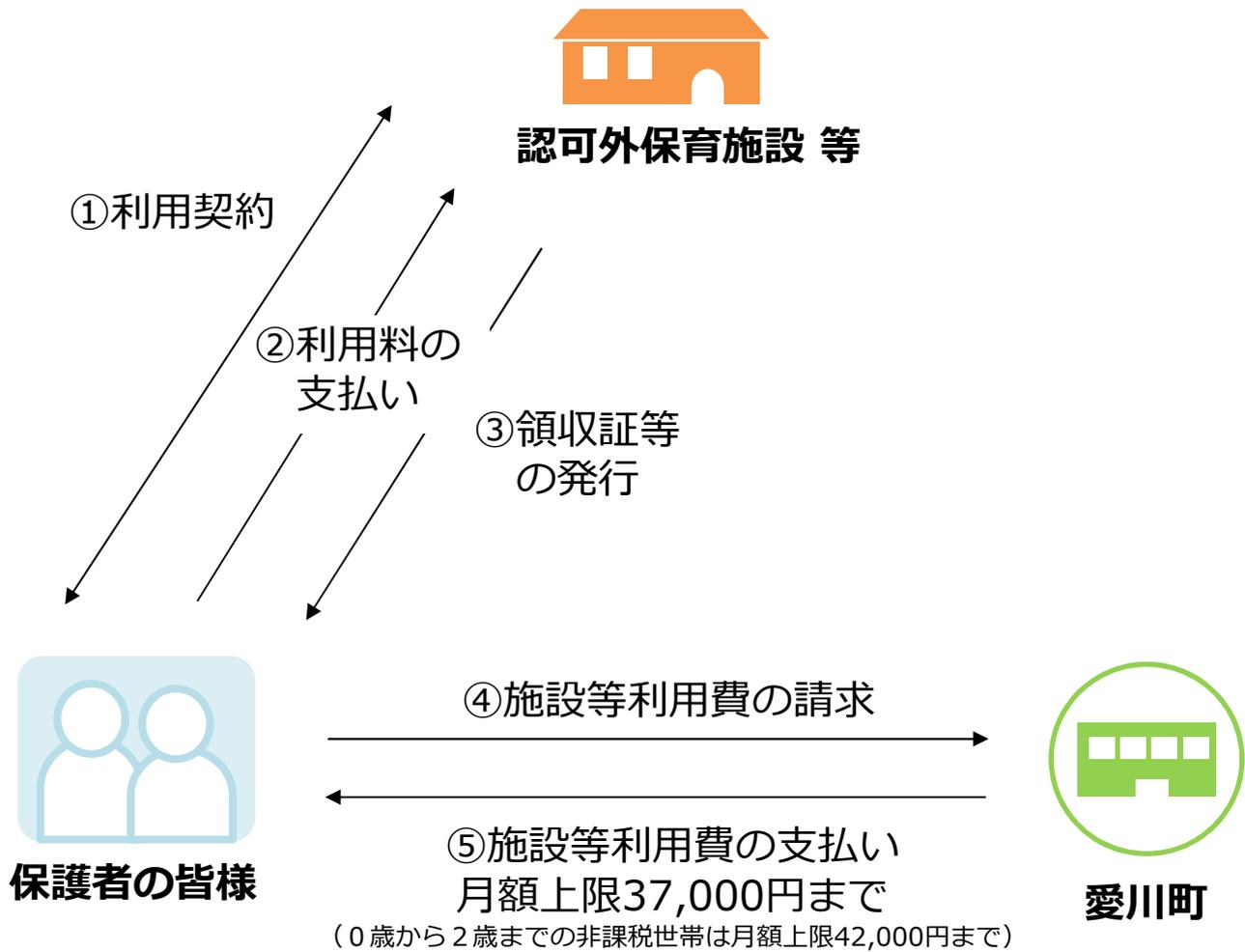


【対象者・保育料】

- 3歳児から5歳児クラスまでの全ての子どもたち
月額 37,000円 (無償化上限額)
- 0歳児ら2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもたち
月額 42,000円 (無償化上限額)

(注3) 保育料は一度施設へお支払いいただき、その後、施設が発行する領収証等を添付して、愛川町へ請求していただきます。

[基本的な手続きのイメージ]



- ※保育の必要性の認定を受けていない場合は、まず、愛川町に認定の申請が必要です。
- ※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になりますので、ご注意ください。

問い合わせ先

愛川町 民生部 子育て支援課 子ども保育班

TEL : 046 - 285 - 6932 (直通)

住所 〒243-0392 愛川町角田251-1